

社会資本整備審議会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会
交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会
第5回合同会議

平成19年9月27日(木)

【事務局】 13時少し前ではありますが、委員の先生方、おそろいになりましたので、ただいまより社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会、及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の第5回合同会議を開催させていただきます。

本日の会議は委員16名のうち13名が出席されておりますので、定足数を満たしていることを報告させていただきます。開会に当たりまして、嘉門委員長よりごあいさついただきたいと思います。

【嘉門委員長】 はい。定刻前に出席ご予約の委員にお揃いいただきまして、大変ありがとうございました。いよいよ今日は5回目ということで、これまでの4回で現状の把握と問題点の抽出、個別課題についての対応の可能性等を議論いただきましたので、本日からはこの新しい建設リサイクル推進の方向性をどういうふうに、考え方も含めて打ち出していくかという議論をすることになっておりまして、できれば次回ぐらいに中間取りまとめができればと考えております。本日、そういう意味では極めて重要な会議であろうと位置づけておりますので、よろしくご検討くださいますように、最初をお願いいたしておきます。

【事務局】 では早速議事に入っていきたいと思いますが、以降の進行は嘉門委員長にお願いいたします。

【嘉門委員長】 はい。それでは資料の確認、配付資料一覧がございますので、それでもし抜けているところがあれば、お申し出いただければ幸いです。

最初の議事で、第4回合同会議を踏まえた修正点について、この説明を事務局よりお願いしたいと思います。また資料でこのカラーのパンフレットがあるかと思いますが、これは後藤委員のほうからお配りいただいておりますので、これの情報提供も続けてお願いできればと思います。では事務局からよろしくお願いいたします。

【建設副産物企画官】 はい。それではまず資料1、2、3の説明をさせていただきます。

す。資料1でございますが、毎回お配りしておりますスケジュールでございます。先ほど委員長からもお話がございましたように、今回、第5回ということで、「リサイクル推進施策の理念について」ということをメインテーマとしてやりたいということでございます。その後、第6回、第7回というふうに予定をしているところでございます。

続きまして資料2でございますが、資料2は前回、第4回の議事録を改めて要旨という形に取りまとめたものでございます。詳細な説明は省略させていただきますが、また後ほど、この内容についてご意見がございましたら、事務局のほうに申し出ていただければ修正させていただきます。

資料3でございますが、前回お示しした資料を前回の意見を踏まえての修正したものでございます。修正点のみ、かいつまんで説明させていただきます。

まず1枚、1ページ目、(1)の「発生抑制について」でございます。赤字のところが前回の委員会の指摘を受けた修正事項でございます。発生抑制について、工事関係者が発注者・設計者の欄の右側、検討の方向性の中ほどでございますが、ライフサイクル全体を通してCO₂排出量について評価することが大切というご意見を踏まえまして、評価指標の例といたしまして、「CO₂排出量低減等の環境負荷の軽減など」という文言を追記させていただいております。このページは以上でございます。

続きまして2ページ目でございます。「建設発生土の有効利用、建設汚泥の再生利用」のでございます。これも同じく発注者・設計者・施工者の欄の右側、検討の方向性のところでございますが、前回、環境に影響を与える新材を利用する事業者に何らかの規制が必要というようなご意見もございました。これを踏まえまして、「新材利用を抑制する仕組みをつくれぬか」という文言を追加しております。

続きまして3ページ目は特に修正がございません。4ページ目、(4)「再生資材の調達について」というところでございます。中ほどの右側でございますが、リユースにつきまして、前回リユースできるものの実数の把握であるとか、目標の設定といったようなことが検討できないかというご指摘がございました。現状ではどの程度リユースしているかという実態そのものもよくわからないという状況も踏まえまして、「リユースの実態把握等ができないか」という記述を追記させていただいております。

それからその下でございますが、「再生資材の利用」というところにつきまして、政府が率先的に調達の促進ができないかと。例えば総合評価制度の評価項目に追加するといったようなご提案をいただいたところでございまして、これを踏まえまして、評価する仕組み

の例示といたしまして、「国土交通省が行っている『総合評価制度』の評価項目など」という文言を追加させていただいたところでございます。

続きまして5ページ目、「現場分別について」というところでございます。上のほうからまいりますと、まず工事関係者、発注者と書かれたところの右側の、検討の方向性の一番下のところでございますが、こちらにつきましては関係者の意識向上であるとか、コスト負担であるとか、それから適正評価といったようなものが好循環していくような仕組みの形成が重要だというご意見がございまして、これを踏まえまして、前回、単に周知できないかというところでございましたけれど、あわせてそういった仕組みがつかれないかという趣旨で、記述を追加させていただいております。

それから、設計者・施工者のところでございますけれど、作業員に対する現場分別の教育が重要だというご意見の趣旨を踏まえまして、「作業員への教育を高められないか」という文言を追加しております。

それから、課題が生じる原因のところでございますけれど、新築に加えまして「増改築」という文言を加えたところでございます。

それからさらに下へまいりますと、廃棄物処理業者の欄の中間処理業者・再資源化業者のところでございますが、こちらにつきましては前回のご指摘を踏まえまして、課題と原因を再整理しております。従来、今現状、赤字で原因のところを書いてございます、「再資源化に支障をきたす建材の現場分別が徹底されていない場合がある」というのが、1つ左の欄の課題のところにあつたわけですが、課題は、設計者・施工者のところにも書いてございますが、「分別解体や現場分別について、取組が十分でない場合や不適切な場合がある」という言葉をそのまま持ってきて、その原因といたしまして、先ほどの文言を1つ右に移したということでございます。

続きまして5ページ目、(6)「再資源化・縮減、適正処理の確実な実施について」ということでございます。まず前回、関係者のところの設計者の欄につきましては、特段の記述がなかったわけですが、設計者が解体工事等で、例えば廃棄物の発生量であるとか最適な工事方法などといったようなものを考慮して設計でき、価格の適正化が図れるように取り組む必要があるというようなご意見もいただいております。こういったことを踏まえまして、設計者の欄につきましても課題と原因、それから検討の方向性を、それぞれこちらにございますような形で書き加えさせていただいたところでございます。

それからその下へまいりますと、施工者の欄でございまして、斜めの赤い矢印が1

本、課題から原因のところは右斜め上向きの矢印があると思いますけれど、こちらが前回のご指摘を踏まえて追加したところでございます。追加するに当たりまして、一部文言の上下関係を変えております。内容的な変更は特にございません。

それから施工者の欄の右下のところでございますけれど、先ほどの(5)の分別のところと同じような趣旨で文言を修正しております。

それから再資源化業者の欄でございますけれど、「再生品」という文字が赤くなっておりますが、用語の統一を図っております。

最後に資材製造業者の欄でございますが、こちらにつきましても前回の資料は特に記述をしておりませんでした。例えば解体工事における広域認定制度の活用を検討してはどうかというようなご指摘であるとか、それから解体に関して解体物の情報を最も有している資材メーカーの処理なり処分が理想であるといったようなご意見もございました。こういった趣旨を踏まえまして、「解体工事では広域認定制度の活用が図られていない」、「内容物を把握する情報が不足している」といったような課題、原因を追加してございまして、検討の方向性としたしまして、「解体工事から排出された廃棄物の資材製造業者による回収を促進できないか」という記述を加えたところでございます。

7ページ目でございますが、「建設発生木材について」というところでございます。まず「課題及びその原因を再整備すると」という文字がございますが、前回、ここはケアレスミスで違う文言が入っておりましたので修正いたしております。中身でございますけれど、課題が生じる原因と検討の方向性のところでございますが、前回、地域的な需給バランスの不均衡により建設発生木材が縮減されているような例があるというご指摘がございました。「地域によつての再生品の需給バランスが不均衡な場合がある」ということ、それに対する検討の方向性としたしまして、裏腹なんですけど、「需給に関する情報共有化等により、再生品の需給バランスをとることができないか」といったような記述を追加したところでございます。資料3につきましては、以上でございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。それでは続いて後藤委員のほうから説明をお願いいたします。

【後藤】 後藤でございます。このカラーのパンフレットでございますが、これは環境省の産廃事業者優良化推進事業というものが平成15年から始まっておりまして、その関係で、昨年度の推進ワーキンググループで作成したものです。私はその産廃事業者優良化推進ワーキンググループの主査を務めております。このパンフレットの作成は、委員のゼ

ネコン出身の方に全面的にご協力いただいて監修を受けております。具体的には竹中工務店の方でした。これは、昨年は正直言って予算があまりありませんでしたので、作成に終わりました。本年度10万部つくって、建設団体等で活用していただくという形になっておりますが、今の時代ですので、インターネットでとれるということで、このパンフレットの下の方にあるウェブ、URLからすべてダウンロードできるようになっております。

それから産廃推進事業では、昨年、産廃事業者の全数調査と申しますが、実態が実は全然わかっていないんですね。許可件数は十数万件あるんですが、業者数がどれだけかということがわからないという業界でしたが、それを昨年全数調査を行いました。相当詳しいデータが昨年と申しますが、実際には今年になってからですが、できておりますので、国交省さんのほうでもぜひこの事業団に言われまして、そのアンケート調査の結果で産廃事業者の実態をお知りいただけたらと思っております。事業者の半数が建設業と兼務でございまして、どちらが主とか従とかというのは、ちょっと細かいデータを今持っておりませんが、そういう状況になっております。

それから先ほど野田さんからお話がありましたものの6ページに、再資源化プロセス等、再資源事業者の事業内容や、再資源化事業者の優良性を判断するための情報が不十分と。まさにおっしゃるとおりですが、このところをいかに充実するかというのが産廃事業者優良化推進事業でございまして、産廃ネットで、現在1,400事業者ほどが情報公開しております。ちょっと情報公開の基準が厳しいので、これを何とか緩めようかということ、今検討を始めたところでありまして、いずれもう少し多くの事業者の情報公開ができれば、皆様方の利用に供することができるのではないかと思います。

それから優良産廃事業者の認定を得るためには、環境条件として「ISO14001、もしくはエコアクション21の認証を取っていること」ということがございまして、エコアクション21では産廃事業者の専用のマニュアルを環境省がつくりまして、その中では再資源化率を明確に開示するというより、再資源化率を高めることを目標にしなければならないということと、それを開示するというを入れておりますので、少なくとも制度としてはそういうことが走り出しているということをご報告しておきます。ということで、ぜひご活用いただければと思っております。以上です。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。それではこれまでのところでご意見等ございますでしょうか。資料3は、前回までの議論のまとめということでございますので。はい、どうぞ。例によって、名札ケースを立てていただければ幸いです。

【杉山委員】 すみません、前回欠席させていただいたものですから、今さらということをお聞きしてしまうかもしれないんですが、資料3の、特に(5)と(6)、現場分別、あるいは適正処理の確実な実施について関わるのではないかと思ったんですが、その関係者を見ますと、解体業者というのが全く出ていないんですが、それは施工者の中に解体業者も含まれるというお考えではないかと思っているんですが、やはり不法投棄の問題とか、適正処理を確保するというのを考えますと、解体業者の役割というのが非常に大きなものがあると感じておりまして、できれば関係者の中に解体業者ということをやはり明記していただいたほうがいいのではないかという印象を受けたんですが。ただ前回からの流れで、ちょっと私が今さらこんなことを申し上げるのも恐縮なんですが、ご質問させていただきたいと思います。

【嘉門委員長】 それは。野田さん。

【建設副産物企画官】 まず施工者に解体業者が含まれているということは、そのとおりでございます。我々はそういうつもりで資料作成をさせていただいております。ご指摘の趣旨につきましては、記述の中で、特に解体に特化したような部分が何かしら浮び上がるようなことができないか、若干、次回以降、またこの資料をもとに具体的な中間取りまとめの中身を書き起こしていく中で、検討していきたいと思います。

【嘉門委員長】 そういうことで、今日の議論でも出てくるかもしれませんが、またそのときに触れてください。ほか、よろしゅうございますか。米谷委員。

【米谷委員】 (6)の一番最後のところでございますけれども、資材製造業者に関しまして、広域認定制度の活用が図られていないという部分に関しまして、大塚委員と私とが発言させていただいたかと思えます。大塚委員はたしか解体工事ということだったかと思えますけれども、私といたしましては解体工事に限定した話ではございませんで、新築から出てくる端材に関しましても複合材の場合、メーカー製の製品自体が複合材になっている状態であった場合に、複合材のままでは引き取ってもらえない、それをはがさないと引き取ってもらえないといったような事例があるという部分も含めての話でございますので、できましたら、これを解体工事に限定した話ではないような表現にいただければと思います。

あとほかの委員の方のご意見を反映させた部分に関して、ちょっとこの中身でいいのかということに疑問を感じまして、教えていただきたいんですが、その、同じページの設計者のところですね。これは村上委員でしたでしょうか。課題が生じる原因という

ところで、「解体工事における廃棄物発生量や最適な解体工法等が考慮されない」という、これは、私が理解していますのは、新築時点において、その解体時の易解体性のようなことまでが考慮されていないという意味ではないのかなと思っております。もしそうだとしたら、ここに「新築時に」という言葉を一言入れておかないと、解体工事をやろうとした時点だけの話に限定されてしまうという気がいたします。村上委員のご発言の意図を確認させていただきたいとともに、私としてはそういった思いを持っていますということでございます。

同じくほかの方のご発言の対応なんですけれども、(5)「現場分別について」の中間処理業者・再資源化業者の欄で、「分別解体や現場分別について、取組が十分でない場合や不適切な場合がある」というような表現になりますと、これは処理業者としての問題ではなくて、あくまで施工者サイドの話になってしまうかと思うのですが、このような整理の仕方ではほんとうに適切なのかという点を、これは高戸委員のご発言の対応をしていただいているところかと思えますけれども、ちょっとこの後に、まずご発言されたお二方のご意見を教えていただきたいということでございます。

【嘉門委員長】　　ちょっとこれ、ニュアンスにかかわる話でもありますので、何か回答はありますか。

【建設副産物企画官】　　はい。まず一番最初に言われました資材製造業者の欄につきましては、委員の意見の趣旨を踏まえて文章修正を検討したいと思います。それから同じページの設計者の欄のところでございますけれど、我々の理解としてはむしろ、検討の方向性のところにもちょっと書いてございますが、適正な分別解体コストが幾らなのかということ算定するためには、施工者なり発注者の側で、設計者が工法だとか発生量について考慮していくことが必要なんじゃないかと。多分、積算の前提となる発生量だったり工法だったりというふうに事務局としては理解して、この作業を行いました。村上委員の趣旨ともし異なっているようであれば、そこは再度修正をしたいと思います。

あと3点目につきましては、かなり細かく具体的なお意見をいただきましたので、そのように修正したところでございます。たしかに分別解体や現場分別につきましては、中間処理業者・再資源化業者そのものの問題ではないんですが、こういったことが最終的には中間処理、あるいは再資源化というところに何らかの支障を来しているという趣旨かなと理解しております。

【嘉門委員長】　　では村上委員。

【村上委員】 はい。では私のほうにご質問等ありますので。(6)の再資源化・縮減の部分の設計者のところですね。これは課題が生じる原因というのは、米谷さんがおっしゃるように、新築段階で原投入量は明確に把握されているわけですね、一般的には。原投入量がわかるから積算ができて、新築工事の値段というのが決まってくるんですが、その情報が解体工事時点まで連続して伝達できているかということ、ほとんどの場合、設計図書を筆頭に、仕様ですとか積算内容とかが保存されていなくて、伝達されていないというのが1つございますね。

当然米谷さんがおっしゃるように、新築時にそういう情報をきちんと整理して、伝達できるようにしておくというのがまず一番です。で、そういったものが伝達されていないという前提であれば、解体工事を開始する前に、もう一度原投入量等を精査して、発生量、工法等をもう一度きちっと練り直す必要があるだろうという、二つの意味があるにご理解いただければよろしいかと思えます。ご質問に対してはそういう答えでございます。

ちょっとついでなので、(6)の一番最後の資材製造業者の欄ですね。ここに「廃棄物の資材製造業者による回収」という言葉が出ておりますが、資材製造業者の回収というのは、集荷にしましても何にしましても、トラックの保有台数とかそういったものを見ても、資材製造業者には無理だろうと。そうなれば現状の収集運搬業、中間処理業という部分が、十分役割を果たせる状態にあるわけですね。その川下が詰まっているだけでありまして、中間の部分が詰まっているわけではないということですから、この書きぶりは、どなたのご発言だったのか覚えていないんですが、ちょっとご検討をいただきたいと。ご発言なさった方のご意見もお伺いしたいと思います。以上です。

【嘉門委員長】 (5)の下の、「再資源化に支障をきたす建材の現場分別の徹底」というのは、これは高戸委員のほうで。

【高戸委員】 これは施工者と中間処理業者等が現場で打ち合わせしながら、分別方法とかを決めるんですけども、その行為がなかなか徹底されていないということで、実際の行為者は施工者になりますけれども、中間処理業者の欄に、そういった分別がされていない場合の課題があると。それに対してどういう方向性、原因があったかというような流れにしたわけで、したがって施工者と同じ流れを中間処理業者のほうにも重複して書いたということで、主行為者が紛らわしいという点では、そういうことで、施工者の分別解体や現場分別が徹底していないというような主語を入れるべきかもしれませんけれども、共通のテーマとして同じ文章を入れたということです。

【嘉門委員長】 わかりました。両方に入っていれば間違いないだろうというご趣旨でしたね。平田委員。

【平田委員】 はい。日本建材・住宅設備産業協会の平田でございます。まず私の気づいた点は、後ほどご質問いただいた点にもお答えしますが、(6)の再資源化のところの資材製造業者、一番最後の部分ですね。先ほど米谷委員からもご指摘あったとおり、ここについても、解体工事では広域認定制度の活用が図られていないというより、新築工事のみ、今、広域認定制度が動かしている建材メーカーが現在多数あるんですけれど、それすらうまく動いていないものでございまして、いわんや解体工事は言うに及ばずというところがございますので、あまり限定をされないほうがいいかと思えます。主語としては、「分別・解体や現場分別後の廃棄物について広域認定制度の活用が図られていない」というような訂正をしていただければとご提案します。

もう一つ、課題が生じる原因の、廃棄物の内容等を把握する情報が不足していると。これはMSDSの議論も含めて記述いただいているものかと思えますけれども、それに並行してもう一項目、できれば追記していただきたいと思えます。例えば「広域諸制度にのっとる分別方法が提案・提供されていない」と。この意味は、今広域認定制度と広域再生利用指定制度、2つの制度がございますが、メーカーからこういう分別、こういう品質基準にしたら、現場分別、解体、新築とも、現場分別されたもの、または中間処理業者さんで分別されたものを引き取るという情報公開はされておりませんし、現場サイドのほうも、こんな分別方法がありますよ、再資源化のために現場の分別、また中間処理工場での分別、こんな分別方法がありますよという情報の行き来が、今はされておりませんので、両方の意味も含めて分別方法がメーカーから提供されず、また現場サイドからも提案がなされていないというのが1つの課題が生じる原因だと考えます。

もう一つ、村上委員からもご指摘のありました、同じ行の最後の「検討の方向性」。「解体工事から排出された廃棄物の資材製造業者による回収を促進できないか」というところでございますが、これは私の発言がもとになっているのかなとも思うんですけれども、私の考えは解体及び新築、現場分別、または中間処理から出てきたもの、それぞれの再資源化ルートですね。中間処理工場であれば2次マニフェストのルートの中に、処理ルートの1つとして、メーカーの広域認定の、広域諸制度のルートが合わさってくれば、先ほど村上委員が言われた状態が打開できるのではないかなと思えますので、「再資源化ルートとしての役割が資材製造業者によって促進できないか」というような記述にさせていただいた

ほうが、誤解を受けずに済むかなと理解します。以上です。

【嘉門委員長】 今の資材製造業者がそれをやることは可能だというご意見ですね。

【平田委員】 ええ、処理ルートとして、中間処理工場に集まった、広域認定制度にのっとった商材を回収してやることは可能だと思います。現場まで、個々に広域認定の車が回るとするのは現実的ではございませんので、その記述は少しニュアンスを変えておいたほうがいいなと。

【嘉門委員長】 ちょっと誤解がないように。このままではうまくいかない、現状ではうまくいかないわけですね。今の件に関連して後藤委員お願いします。

【後藤委員】 (5)と(6)で、中間処理業者のところですが、先ほど申し上げましたように建設業と産廃事業者、産廃事業者の5割が建設業を兼務していますので、高戸委員もおっしゃるように、施工者のところであればこれでいいのかなという感じもしたんですが。あわせて再資源化のほうで中間処理業者、まあ収集運搬業者はあまり関係ないんですが、実は中間処理業者の実態もまだよくわかっていなくて、結果的には1万社ぐらいが中間処理業だということがわかりまして、この1万社について今年は、先ほど申し上げました産廃優良化推進事業で全数のアンケート調査をやらうとしておりますので、年末にはまたお示しできるんですが、エコアクション21で見ている限り、中間処理業者で再資源化しようとしても、非常に困難なものがあるんですね。

どうもその原因は、やはり現場に持ち込まれるもので、現場での分別解体等が十分ではないというようなことが原因かと思われまして、ここの(6)の中には不適正な堆積ですとか、一部の業者で不適正な処理が行われているということだけではなくて、分別が困難なものが持ち込まれる、資源化が困難なものが持ち込まれるということが課題だと思っておりますので、それも追加していただいたほうがいいのではないかと思います。

【村上委員】 今、中間処分業者の50%は建設業者を兼務しているというお話がありました。

【後藤委員】 産廃事業者ですね。

【村上委員】 産廃事業者ですか、収集・運搬事業の許可を持っている建設業者がいるというのは確かだと思うんですが、いわゆる住宅生産団体連合会ですとか、BCSですとか、日建連とか、そういった建設業の方が産廃業を営むという実態はないですね。解体業、解体工事業を営む方が収集運搬業と建設業の許可をあわせ持っているということがあわせて、建設業者が処理業の許可を持っているのではないと思います。どちらかというと、逆

側から建設業の許可を必要として、取られたというふうなこともあるのかなと。だから実態としては、産業廃棄物処理業側に寄った建設業の許可をお持ちになっているのかなと思います。解体工事業とあわせてやっているという種類の許可だろうと思います。ちょっとその辺、誤解を生むためにおっしゃったのではないのはわかるんですが、そういったことかなと私は思いますので、ちょっとご意見まで。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。はい、そのほか、いかがですか。よろしゅうございますか。資料3では前回、前々回の議論についての取りまとめという、各項目ごとの検討の方向性をまとめていただいております。大変細かいところまでご指摘いただいておりますが、一覧表になってしまいますと、そのニュアンスが委員全員にきちっと伝わるというのは、なかなか難しゅうございますけれども、おおむねというか、基本線として間違いがなければ、一応これでということにさせていただいて、この結果を踏まえて、今後のリサイクル推進の中間取りまとめの中に反映するということで、ぜひ発言いただいた委員の方は、具体の施策の方向性に、忘れずに入れるようにしていただければ幸いです。

それでは一応、資料3までのところはこれまでとさせていただきます、議事の2、それから議事の3に移りたいと思います。議事の2は「建設リサイクル推進施策の理念」、これは原案でございますので、これをもとに本日、集中的に審議したいと思っておりますが、さらに「『建設リサイクル推進に係る方策について』中間取りまとめのためのスケルトン(案)」というふうになっておりますが、この2つの資料について、事務局より説明をお願いいたします。

【建設副産物企画官】 はい。まず最初に資料4と、それからA4横長で、「建設リサイクルに関するこれまでの取組状況等について」という参考資料がございますが、資料4のバックデータのものを幾つか用意してございますので、横に置いていただいて、あわせてごらんいただければと思います。その後、資料5の説明をさせていただきます。

それでは資料4でございますが、「建設リサイクル推進施策の理念」ということでございます。大きくは(1)といたしまして「これまでの施策経過」、(2)といたしまして「新たな施策の中長期的方向性」という形になっておりまして、この「新たな施策の中長期的方向性」の中に1、2、3と、関係者の意識の向上と連携強化、持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開、それから民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進という、大きく3つの柱を掲げているところで

ございます。それでは順次説明させていただきます。

まず「これまでの施策経緯」でございますが、平成12年以前と、それからそれ以降、平成12年から17年という形で大きく分けております。平成12年といえますのは、後ほど説明いたしますが循環型社会形成推進基本法、あるいは建設リサイクル法といったようなものが制定される前ということでございます。

参考資料の1ページ目でございますけれど、平成7年度、これ、いろいろデータの制約がございまして、平成7年度の7という数字に特段意味があるわけではなくて、平成7年度に副産物の実態調査をしていたということにすぎないのでございますが、平成7年度の時点でどうだったかということでございますが、左上の円グラフでございますけれど、およそ2割程度は建設業、産業廃棄物の中の2割くらいを建設業が占めているという状況でございます。

こういったような状況でございますが、当時の副産物の有効利用ということでございまして、建設廃棄物全体で見ますと57%くらいの再資源化率というようなことでございました。これ、平成7年というのは、実は我々、リサイクル原則化ルールを最初に決めましたのが平成3年でございますので、これでも施策の効果がある程度あらわれた数字でございますので、おそらくリサイクル原則化ルール以前は、さらにこれよりもかなり低かっただろうと推測ができるところでございます。こういったようなことで、リサイクル有効利用は必ずしも十分に図られていなかったというようなことかと思えます。

一方で最終処分場でございますが、新規立地がなかなか困難な状況、これは現状もそうでございますけれど、当時からそうだったということでございまして、参考資料1ページの右上のグラフでございますけれど、例えばリサイクル原則化ルールを定めました平成3年度で言いますと、残余年数が1.9年というような状況でございました。こういったような状況で、まさに逼迫していたという状況かと思えます。

こういった状況を踏まえまして、当時やはり排出量、特に最終処分量を減らすというのが一番喫緊の課題であったということかと思ひまして、結果的に排出量であるとか、最終処分量の大きな割合を占めておりましたアスファルト・コンクリート塊、建設発生土、特にアスファルト・コンクリート塊、それからコンクリート塊が円グラフにもございますけれど、排出量でいきますと、この2つを合わせまして、ざっと3分の2くらいを占めているというような状況でございます。最終処分量でもおよそ半分くらいを占めているという状況でございまして、こういった大きな品目を対象にしてきたということでございます。

またリサイクル原則化ルールが、公共工事を主な対象としてということでございますけれども、こういった品目につきましては、参考資料の3ページでございますが、特にアスファルトが一番顕著ですが、排出量につきましておよそ88%、約9割が公共土木工事から排出されるものであったということございまして、これは当然と言えば当然ですけど、またこれを利用しようといった場合に、これは道路の舗装でアスファルトないし砕石として使う場合がほとんどでございますが、利用側のシェアということで申しまして、アスファルト合材84%が公共土木で利用しているというような状況ございまして、リサイクル原則化ルール、公共工事を中心に適用していった結果、リサイクルが大きく進むようになったということかと思えます。

またコンクリートにつきましても、発生で見ますと、公共土木の割合は5割程度でございますが、これを砕石として道路の舗装で利用していくという使い方が、一般的なわけでございますけれども、こちらにつきましてはおよそ82%、8割くらいが公共土木で利用しているということで、これもリサイクル原則化ルールによりまして、公共工事が利用側でリサイクル原則化ルールを適用したということが、効果的だったのではないかと思います。

こういった結果、例えば5ページ以降に示してございますけれども、コンクリート塊の再資源化施設が年を追うごとに増えてきて、かつリサイクルも進んできているといった様子が5ページのグラフ、あるいは6、7、8と、日本地図に再資源化施設の位置をプロットしてございますけれども、こういったようなことで、地方も含めまして、リサイクルが進む基盤整備が図られたということではないかと思っているところでございます。

結果的に、建設廃棄物全体の再資源化等率でございますけれども、平成12年に全体の数字といたしましては85%、9ページにグラフがございまして、85%という数字になっておりまして、特にアスファルト・コンクリート塊、あるいはコンクリート塊につきましては98%、あるいは96%といった高い数字になってきているということでございます。

ここまでが平成12年以前ということでございますが、12年以降では、循環型社会形成に関する施策を総合的、計画的に推進するために、循環型社会形成推進基本法が公布されております。その中で3R（発生抑制、再使用、再生利用）それから熱回収、適正処理といった優先順位も明確にされてきております。建設副産物関連といたしましては、同じ年でございますが、建設リサイクル法が公布され、平成14年に完全施行されたということございまして、その中でコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートといった

特定建設資材につきまして分別解体再資源化が義務づけられたというところでございます。これは今まで、主に公共工事を対象として進めてきたリサイクル施策でございますけれど、民間につきましてもこういった特定建設資材を対象にリサイクルを進めていくということかと思えます。

この結果、平成17年度でございますけれど、建設廃棄物全体の再資源化等率につきましては92%ということで、さらに上昇してきているということでございますけれど、品目によっては、再資源化等率は低いというような状況があります。資料といたしましては参考資料10ページでございますけれど、相対的に低いものがあるということでございます。それからリサイクルにつきましては、ある一定の成果を上げているということでございますけれど、先ほど紹介いたしました3Rの第1に掲げられている発生抑制ということでございますけれど、この取り組みはまだ不十分だということでございます。

参考資料の11ページでございますが、なかなか発生抑制の取り組みを評価するのは難しいかと思えますけれど、建築物につきましては、一応床面積を原単位の分母といたしまして、面積当たりの排出量というのを算出してみるところでございます。新築及び増改築につきましては、ほぼ横ばい、ないし若干、むしろ原単位としては増えているという状況でございます。それから解体につきましてもほぼ横ばい、14年度は若干増えているというような状況でございます。土木分野につきましては、なかなか床面積に相当するような分母が見出せないということもありまして、なかなかうまく数字が出せない。発注金額、工事金額でやると、実はかなり増えております。ただコスト削減等の取り組みも一方で取り組んでおりますので、同じ工事が、従来よりコストが安くできているという可能性もございますので、なかなかそこは一概に比較しがたいというような状況かなと思っております。

全体といたしましては廃棄物の排出量、この間、例えば平成14年度から17年度、減少しているというような状況もございますけれど、工事量そのものが減っているというようなこともございますので、こういった原単位で見た場合には、必ずしも発生抑制が進んでいるとは言いきれない部分でございます。ただ、長く使うものを長く使うということは、結果的に発生抑制につながるわけですし、そういった取り組みは、この床面積当たりの原単位といったところに出てまいりませんので、発生抑制の評価として、これで必ずしも十分ではないという前提でござらんいただければと思えます。

さらにということで、特に資料はつけてございませんが、従来から、おそらく第1回の

この会議でもご紹介いたしましたけれど、不法投棄ということで、産業廃棄物全体の約8割が建設廃棄物で占めているという状況でございます。従来からご議論をいただいておりますけれど、適正処理のさらなる推進が求められているという状況でございます。

それから現行の建設リサイクル推進計画2002でございますけれど、こちらですでにリサイクルの量の観点に加えまして、例えば再リサイクル、2度目、3度目のリサイクルができるかといったようなこと、あるいはリサイクル用途の拡大といったような、リサイクルの質の観点の施策強化といった方向性も示しているところでございますけれど、それにつきましても施策の効果が十分に成果として上げられているということではないと整理をさせていただいているところでございます。

これを受けまして「新たな施策の中長期的方向性」ということでございますが、まずその前段といたしまして、政府の環境政策全体に関する動きについて、例えば「第3次環境基本計画」、昨年4月に閣議決定されております。こういったもの。あるいは今年になりまして「21世紀環境立国戦略」というものが閣議決定されております。こういったようなことございまして、概略は参考資料の12ページに簡単ご紹介をさせていただいております。

その中の、特に第3次環境基本計画では、このうち特に物質循環、あるいは循環型社会の構築といったようなところで、中長期的な目標といたしまして、4つ、「資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり」、「『もったいない』の考え方に即した循環の取り組みの広がり関係主体のパートナーシップによる加速化」、「ものづくりの各段階での3Rの考え方の内部化」、「廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化」といったようなものが挙げられているところでございます。こういったものにつきましては、我々が建設リサイクル施策を中長期的方向を定める上での基本となるものかなと考えているところでございます。

それからこれまでリサイクル原則化ルール、これは主に公共工事を対象に、自主規制的な、直轄工事であれば、我々が自分で決めたことを自分で守るといったようなことございます。地方公共団体、公団等につきましては、お願い、依頼という形でございますけれど、それぞれの意思で自主的にそれを守っていただいているということかと思っております。自主規制的な手法。

それから建設リサイクル法というのは、やはり法律ということでございまして、民間も含めまして、義務化というような形で規制的な手法で行ってきたわけでございますが、こ

ういったものに加えまして、国民の理解と参画のもと、市場メカニズムをうまく活用した、民間主体の創造的な取り組みを推進力とした3R推進手法といったようなものを、今後は目指していきたいと考えているところでございます。

具体的な中身でございます。まず1番ということで、「関係者の意識の向上と連携強化」でございます。まず不法投棄の問題でございますが、不法投棄につきましては、単純に循環型社会の構築を阻害しているという面は当然でございますけれど、不法投棄されたその場所における自然環境であるとか、それから周辺的生活環境の悪化を招いているということもでございます。また結果的に、これらを行政なりが原状復旧させるといったようなことをかんがみますと、本来支払うべきコスト以上の負担を結果的に社会に転嫁しているということになるかと思えますし、これは結果的に、みずからが不法行為をしていなくても、例えば安い値段で発注するといったような形で結果的に加担しているような方が、まさに社会に本来支払うべきコスト以上の負担を転嫁しているのだろうと考えるところでございます。

委員会でもいろいろとご指摘をいただきましたが、まさに建設事業の大きな汚点ということでございまして、当然規制ですとか取り締まりといったようなものがあるわけでございますけれど、単にそれに頼るだけではなく、それを待つということだけではなくて、関係者がみずからの問題としてこれを直視して、根絶に向けた努力をすべきだということに触れております。

こうした不法投棄の根絶、それから3Rといったようなものの推進のためには、先ほど関係者ということで、ひとくくりにはいたしましたけれど、一般市民を含む発注者、設計者、下請業者を含む施工者、それから廃棄物処理業者、資材製造者、こういった建設事業、それから付随する資材であるとか廃棄物、副産物といったような物質循環にかかわるすべての関係者に、循環型社会の形成に向けた高い意識を持っていただくと。それから関係法令を遵守するというのは当然ですが、のみならず、それぞれの責務を積極的に果たしていくといったことを求めていきたいということでございます。

こういったことを具体化するために、建設副産物の発生、中間処理、再資源化、再生資源としての適正利用、あるいは適正処理といった一連の流れにつきまして、トレーサビリティを確保していくことが重要だということでございます。また関係者間で共通の認識を持って、情報の共有を図るといったようなことで、こういった関係者間の連携を一層強化していくということが重要だと考えております。またそれぞれの主体が建設リサイクルの

いろいろな取り組み成果を実感できるように、その取り組みの効果等を「見える化」といったような形で、何らかの形で、数字なり評価なりを示せるという形で、意識の向上を図っていくということが必要かと思えます。最後に、建設リサイクルに対する国民の理解と参画を得るためには、いろいろな機会を活用して継続的な啓発活動に取り組むことが重要だと考えているところでございます。

2番でございます。「持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開」ということでございます。循環型社会の構築という非常に重要な問題でございますけれど、この会議でもCO₂をはじめとした、いわゆる地球温暖化対策との関連性、いろいろとご指摘をいただいているところでございます。それから有害物質の問題であるとか、自然環境だとか、生活環境だとか、環境にはさまざまな分野があるわけでございますけれど、こういったものとも統合的に、総合的に取り組んでいく必要があるだろうと考えているところでございます。

まず冒頭でございますけれど、循環型社会の構築、それから自然環境の保全という観点から見ましても、新たに採取する天然資源と、それから自然界に排出されるものを最小化していくということが重要だということでございます。先ほども経緯を説明した中で、最終処分量の最小化というのは、処分場が逼迫していたというような事情もあって、従来一生懸命取り組んできたところでございますが、資源投入量につきましては、結果的に再生利用する過程の中で減ってきているという側面はあろうかと思えますけれど、必ずしも重要視していなかった分野でございますが、資源投入量の最小化も、最終処分量の最小化とあわせて努めていくべきではないかということでございます。

このためにリサイクルはもちろんでございますけれど、例えば長寿命化といったようなことによる発生抑制の取り組み、それから他の産業に由来するものを含めた再生資材の利用といったことが、結果的に資源投入量の減少につながっていくのではないかとということでございます。

また資源の有限性といったものを鑑みまして、再資源化に当たりましては潜在的資源価値を最大限引き出すと。例えば何回でもリサイクルできるようなものは、何回でもリサイクルしていくというようなことですね。あるいは例えばアスファルトのリサイクルに当たって、砕石になってしまう場合と、引き続きアスファルト合材になる場合もございまして、アスファルト合材になり得るものは、そういった形でアスファルト合材として利用していくといったようなことであるとか、木材のリサイクルに当たって、サーマルリサイ

クルという道もあるわけですが、極力マテリアルリサイクルをしていくといったようなことが、こういった潜在的資源価値を最大限引き出すということにつながってくるのかなと思っております。

それから安全・安心といったような意識が高まってきておりますので、副産物に含まれます有害物質につきましては、これは適正処理をしていく。アスベストの問題等も委員会でご指摘いただいているところでございます。また土壌汚染といったような問題もございますけれど、こういったものに鑑みて、有害物質につきましては適正処理をしていくと。それから再資源化により得られたものを利用する際も、環境安全性といったものをしっかり担保していくといったようなことで、リサイクルをしたはいいけれど、生活環境が悪化するということがないように、保全を図っていくといったことが重要であると書いております。

最後に、温室効果ガス排出量の削減を図るため、リサイクルに伴う温室効果ガスの排出に留意するというところでございまして、リサイクルしたはいいけれど、CO₂はたくさん出していたということがないようにということでございます。例えば地域で循環可能な建設副産物は、なるべく地域で循環していくといったようなこと、あるいは物流の効率化といったようなことも含めて、地球温暖化対策へも十分配慮していくということを記述しております。

3番目でございますが、「民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進」ということでございます。従来の建設リサイクル市場につきましては、国民や社会が各企業のいろいろな努力に対しまして、なかなか正当な評価を与える機会が少なく、むしろ悪貨が良貨を駆逐するというような可能性の強い市場であったということかと思えます。質の高いリサイクルをしていくためには、コンプライアンス経営といったようなもとの、高い技術力を発揮するような企業を育成していくといったことが重要でございまして、そのために、透明性の高い健全な市場の整備というようなことが不可欠だということでございます。

近年、企業の社会的責任というものに対する関心も高まっておりますし、各企業の環境への取り組み状況を判断して、エコ・ファンドというものが、そういった企業に対して投資するというのもございまして、環境保全への貢献を応援するような投資家もいらっしゃるということでございます。こういったことも鑑みて、循環型社会形成を図るようなビジネスの発展を促すために、民間主体の創造的な取り組みが生かさせやすい環境を構築し

ていくということを記述しております。

また質の高い建設リサイクルを推進するために、民間主体の技術開発が重要だと考えておりました、これを適切に評価して、利活用されるような仕組みを構築することで、技術開発意欲を高めていきたいと考えているところでございます。また質の高い再生資材の開発を促して、再生資材につきましても利用用途の拡大を努めていくということでございます。

最後に、なお、ということでございますが、こうした取り組みをはじめといたしまして、適正処理、あるいはリサイクルを推進するために、構造であるとか物性であるとか施工、解体というような各分野の技術であるとか、それからリサイクル廃棄物等々の制度に精通した専門家が適切に関与することが重要であろうと思っております。発注者の中には、あるいは投資家の中には、こういった専門知識を必ずしも有しているとは限らないということでございますので、関係する企業であるとか行政、あるいはこういった方を支援するようなNPOだとか、NGOだとかの専門家が、それぞれの立場から助言なり情報提供なりを行っていくという取り組みが、今後重要だと考えているところでございます。資料4につきましては、以上でございます。

資料5、1枚紙でございますが、次回ご報告いたします中間取りまとめのスケルトンを、今回ごらんいただいて、またご意見等も賜ればと思っております。先ほど資料4でご説明してまいりました事項が、このスケルトンの中でいきますと、1番の「これまでの施策経緯」、2番の「新たな施策の中長期的方向性」ということで、
、
、
と3つ掲げておりますが、ここに入ってくるのかなと想定しております。具体的な取り組み、個別課題に対する取り組みといたしまして、3番で「建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する取り組み」ということで、先ほど資料3でいろいろご議論いただきましたけれど、発生抑制、現場分別、再資源化・縮減、適正処理、それから再使用、あるいは再生資材利用というようなことにつきまして、具体的な記述を盛り込んでいきたいと考えております。

こういった各段階に分けられない横断的な取り組みということにつきましては、4番に、「建設リサイクル推進を支える横断的取り組み」ということで、関係者の連携強化、技術開発等の推進、建設リサイクル市場の育成、理解と参画の推進という形で記述していきたいと考えているところでございます。こちらにつきましても、あわせてご意見を賜われればと思っております。資料の説明は以上でございます。

【嘉門委員長】 はい。ありがとうございました。それではこれから議論に入るわけで

ございますが、今の説明の最後で、スケルトン案のところで説明がありましたように、この資料4は1、2ということになってまいりますので、本日の議論で、資料4については細かいところまでご意見いただければ幸いです。議論を始める前提で、この施策の中長期という意味合いを明確にしておいていただきたいと思いますが、今日の資料3の時点では、すぐ取りかかるべきような検討の方向もあれば、やはり5年ぐらいのスパンで考えるべきようなこともあるし、この中長期という意味が、大体5年程度のスパンだという、法の見直しも大体5年ぐらいでやっておりますから、それぐらいとするのか、あるいはもうちょっと先まで、この長期というのは、5年は長期とはなかなか言いづらいというようなところもございますが、そのこのところ、どういうふうにイメージして議論をしていくか、そこだけお願いします。

【建設副産物企画官】 はい。前回策定したリサイクルの推進計画は、一応の計画期間は5年としております。ただし参考といたしまして、10年後の目標も設定しております。ですから仮にこれを踏襲するとすれば、今回我々が最終的につくります推進計画も、5年ないし10年の目標設定をする、あるいは二段構えというような形が、1つの想定になるかと思えます。5年の目標プラス10年の参考目標とか、それに近いような形かなと思えます。中長期的方向ということになりますと、そういう意味では、中期というのは5年後ないし10年後ぐらいの幅を持っているのかなと。で、長期はさらにそれ以上かなというイメージを持っておりまして、施策、すぐにはできないものの5年、10年、あるいはそれ以上のタームで見据えていきたいような方向も、これに含まれていると考えております。

【嘉門委員長】 その辺の定義をひとつやっただいて、多分5年、あるいは10年という、少子化の社会の状況と建設基盤整備、社会基盤整備の動向と大きくかかわってまいるのがこの建設リサイクルでございますから、5年程度でこのリサイクルをどの方向でいくかというところが、中心的な議題かなと思っておりますが、いや、それよりもっと先でもいいから、ぜひこういうこともしたいということもございましたら、ぜひこの資料5の4の辺にでも入れられるようにして、資料3での個別議論はこのスケルトンの3章に入るような形になる、そういうような前提でよろしゅうございますか。

【建設副産物企画官】 はい。

【嘉門委員長】 はい。それでは今のような件も含めて、今日の資料4につきまして、ご意見を承ればと思います。それでは後藤委員が一番早かったので。

【後藤委員】 資料4ですか。

【嘉門委員長】 資料4、5で結構です。

【後藤委員】 私、環境部会のほうでも、実は経済的手法ということ、環境税には限らないんですが、経済的手法ということは何回か発言しているんですが、なかなかそこが取り上げられていないんですが、今年6月1日の閣議決定の環境立国戦略の中には、環境税等の検討もたしか入っていたと理解しております。何を言いたいかといいますと、廃棄物を資源化するには結構コストがかかりまして、なかなかバージン原料との対抗が難しい場合が結構あるわけで、ここを循環に回すためには、よく言われるように、静脈産業と動脈産業をつなぐところでどうお金を入れるかという問題があるかと思うんですが、中長期ということであれば、この横断的取り組みの中で、その動脈と静脈をつなぐための財政的な支援制度、つまり環境税なら環境税を導入するなら、それを財源とした形でのつなぐ方策を考えないと、なかなか難しいのではないかと思いますので、この資料5の4の横断的取り組みの中の最後のところに、そういうたぐいの項目が入るべきではないかなと感じております。

【嘉門委員長】 そんな中長期でよろしいですかね。私は、もうすぐにでもやるべきだと思っております。ありがとうございます。ぜひこの横断的取り組みの中に、今の財政支援を含めたりサイクルのさらなる後押しの施策を提言いただければ幸いです。次は古市委員でございます。

【古市委員】 古市でございます。中長期的な視点で、非常に多面的な側面を網羅的にまとめていただいておりますので、非常に結構かなと思います。ただ資料5との関係ですけれども、私、基本的に物流管理が非常に重要だと思っているんですね。その辺は前も意見を申し上げましたけれど、そのためには適正な情報管理が必要であると。情報管理という視点が、表立って資料4にも5にも出てきていないんですね。これは個別的な課題でもあるし、横断的な取り組みでもあると思うんですね。そういう意味では情報管理、データの管理の目的は、これは直接的な目的は実態把握ですけれども、実態把握することによって何が見えるかと言うと、ここに書いてあるような中長期の関係者の連携とか、それが書かれていますね。

これ以外にそういうデータ管理すること、実態がわかることによって、どういう目的が達成できるかと言うと、例えば不法投棄を防止する、適正処理ができるとか、また社会的責務を果たすという意味では、費用分担が明確になるとか、さらにそういう供給が、再資

源化したもの、建設リサイクルですね、それだけでなく需要との関係のバランスで、そういう意味ではリサイクル市場を活性化できるとか、いろんなものの現状が見えることによって、いろんな目的、この分野の大きな目的が達成できるんですね。そこの部分の情報管理というのがかなり抜けているというのは非常に不思議ですけど、これは中長期的に5年ぐらいでおさまらなくて10年かかるのか、15年かかるかわかりません。でもそれは個別的な課題でもあるし、横断的な課題でもあると思うんですね。だからそこのところをぜひしっかり書き込んでいただきたいと。前回、私はちょっと出席できませんでしたけれども、前回の議論でもそういう情報管理が必要であるという議論は熱くされたように、読ませていただいて感じますので、ぜひその辺は書き込んでいただきたいと思います。以上です。

【嘉門委員長】 次は崎田委員。

【崎田委員】 ありがとうございます。この資料3のところ、今までの具体的な課題の整理などをトータルに発信するとどういうことかというのを、かなりきちんと書き込んでいただいたんですが、私も、もう少しわかりやすく書いていただいたほうがありがたいかなと思う点が幾つかありまして、発言させていただきたいと思っています。まず1点目は、新たな施策の中長期的方向性の最初のあたりなんですけれども、結局この辺は、いわゆる発生抑制と再利用、そして再処理、熱回収と適正処理、そういう全体像を、きちんとバランスを持って取り組んでいくということが非常に大事なことだと思っています。

例えば今温暖化対策で、熱回収のところまできちんとやっつけていこうとか、そういうところもかなり強調されている時代だからこそ、発生抑制も強調して、全体をうまく有効利用とか、資源を大事にして徹底活用していくという方向性をしっかり見せていくんだということ、もう少し明確に言っていただいたほうが、すべての関係者の方に、これから自分たちが目指す方向性というのをもっとよくわかっていただけるんじゃないかなという感じがいたしました。

その後、じゃ具体的にどうするのかという、3ページの、関係者の意識の向上と連携強化というところなんですけれども、この2つの段落で、そういう循環型社会実現に対して、市民を入れたすべての関係者がきちんと取り組むんだということ、ここ、かなり明確に書いていただきまして、こういうふうに入れていただいたことで、新たに市民、あるいは社会もきちんと関心を持っていくことが、不法投棄根絶とか3Rに大事なんだということもわかって、私は大変ありがたいと思っています。

ただ、そのためにどうするのかというあたりで、もう少し具体的にわかりやすく書いていただいたほうが方向性が見えるんじゃないかと思うのは、関係者間の共有の認識とかそういうときに、例えば省庁の環境政策とこういう建設の政策、両方の情報をちゃんとつなぐことで不法投棄をなくしていくということの大切さとか、そういうこともかなり発言してまいりましたので、単に関係者というだけではなくて、例えば政府全体、あるいは省庁連携とか部門連携、もう少し明確に書いていただいたほうがありがたいなと感じました。

なおその後、効果を「見える化」して、各主体の意識の向上を図るところがあるんですけども、その前に、先ほど古市先生からお話があったように、今どうなっているかという情報の把握と情報の明確な発信、あるいは報告であるとか、そういうものがあることで、きちんとした状況がわかっていくということですので、もう少しこのところで、やはり情報をきちんと把握し、情報を発信していくというようなことを明確に書いていただいたほうがありがたいんじゃないかという感じがいたしました。とりあえずそう思いましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

【嘉門委員長】 はい、ありがとうございます。それでは続いて野城委員。

【野城委員】 はい。申し上げたいことの中に、4点あったんですが、2点は後藤委員と古市委員がおっしゃいましたので、それは省略させていただきます。

残りの2点ですけども、1点目はCSRという言葉がございます。またこの資料の中に「見える化」という言葉も散見しておりますが、できれば5ページ目のCSRにかかわるところにも、「見える化」というような言葉を入れていただければと思います。

何が言いたいかといいますと、今の書き方だと、企業が格好をつけるためにCSRをやっているような感があるんですけども、やはりずっと議論してまいりました建設リサイクルに絡む解体、中間処理、収集・運搬、こういったところで非常にまじめに取り組んでいらっしゃる方は、何をそれぞれのサイト、現場でしているかということが、情報が公開できるわけでありまして、そうでない方というのは、なかなかそういうものは公開できないわけでございますので、CSRということの、その本来の目的からいけば、こういった健全な市場をつくっていくためには、当たり前、この関係する事業者が必要な情報、画像でも何でもいいと思うんですけども、公開して「見える化」していく。そうすれば発注された側も、そういう情報公開をされないところとするところを、それなりに選別していってくれるだろうということで、この段落に、そういった「見える化」という言葉を入れるような工夫をしていただきたいというのが1点でございます。

それと2点目は、入れどころはちょっと迷っているんですが、申し上げたいことは、地域単位で建設リサイクルの設計をする必要があるという文言を、どこかに入れていただきたいと思います。これは挙げていらっしゃる、1番の「関係者の連携強化」でもありますし、また2番の、持続可能な社会の中での最終段落でございます、「地域で循環可能な建設リサイクルは地域の中で」という文言にも絡んでまいりますし、また3番にも絡んでくるんですが。

申し上げたいことは、全国一律で考えるというよりも、やはりこの建設リサイクルの対象になる材料等々が、非常に付加価値の、体積当たり、重さ当たりの付加価値の低いものでございますし、また発生の空間密度も地域差がある、また処理施設の空間密度にも差がある、また需要の空間密度にも差があるということを考えていきますと、それぞれ、ある地域の単位の中での条件を考えながら構想してつくっていただくような、その地域の中では材料をどう再利用していくか、扱っていくかということを考えていただく必要がありますので、地域で考えて地域で構想していくといった文言を、1、2、3、どれにも絡むんですけれど、どこかには入れていただけたらというように思います。以上でございます。

【嘉門委員長】 はい、ありがとうございます。それでは佐藤委員。

【佐藤委員】 資料4のほう、4ページのところに、持続可能な社会というところがありまして、天然資源の投入抑制みたいなことが入っているんですけども、このスケルトンの中には入っていませんで、発生抑制に一部入るのかもしれませんが、投入の抑制、特に木材資源とかは、ある意味でこれから大きな問題がありますし、それから建設発生土の利用ではなくて、バージンの土を使っているということも、投入の抑制が必要だと思いますので、その点を考えていただきたいと、明確にさせていただきたいと思います。

それから横断的取り組みの中では、今ちょっと出ましたけれども、建設業が抱えている問題の中には、今少子高齢化の中で、町の崩壊とか地方の崩壊という問題の中で、建設リサイクルが一体どういうふうにするかという問題はあると思うんですね。したがって町づくりとか地域との連携というものについて配慮して、建設業が地域社会の中でどうあるべきかということを踏まえた中での横断的な取り組みが必要ではないかと思います。

【嘉門委員長】 はい。それでは米谷委員。

【米谷委員】 皆様のご意見を伺っていますと、私ひとりが理解できていないのかという気がしますんですけど、この資料を拝見しまして、非常に私は混乱をしております。ちょっとこれの位置づけというのがどういうものなのかなというのが、どうもいま一つわ

からないであります。中身を読みますと、非常にいろいろな言葉がきれいに散りばめられているという印象を持っておりますけれども、じゃ、ほんとうに具体的な方向性として、どこに何を指そうとしているのかというのは、極めてわからない。私だけが理解できていないのかもしれませんが、わからないなという感じがしております。

改めて、本当に今さらの発言になってしまうんですけれども、この委員会の設立の趣旨というのを改めて読みますと、やはり建設リサイクル推進計画の新たなものの策定を視野に入れて、検討、施策なのか方策なのかを検討するという、そのための委員会ということでございますので、そうであれば本来、建設リサイクル計画2002、第1回の委員会で配付はされたかと思えますけれども、この内容に関して、もっとちゃんと総括をする必要があるのではないのかと。

この中に、非常にいろいろ具体的な施策が書き込まれているんですけれども、これらについての総括自体を我々自身全く、一つ一つについて、しないままに議論に入ってしまったので、それぞれの各委員の個別の思いをぼんぼん言っていたという、どうもちょっとそんな感じの委員会になってしまっていて、それをまとめたものがこの資料3という位置づけになってしまっているのかなという気がしております。

そうすると、この資料3と資料4との関係というのも、ちょっと私には、よくつながりが理解できておりません。これが理念という言葉で書かれていますけれども、そういう意味だとすると、おそらく本来議論をする前段として理念があって、これらの理念に基づいて我々は議論をすべきだったのではないのかなというふうに思っております、そういった意味で、この環境基本計画第3次のこの1から4という、こういった頭を持って、じゃこれらを実現していくためにどうすべきという、そのような形で本来議論をすべきだったのではないのかなという感じがしております。

そうはいいまして実際上、議論をしている中身というのは、この1から4に、全く中身としては即している話になっているとは思っておりますけれども、そういう意味では少なくとも、これまでに出てきた意見、議論について、この1から4というのが、これが政府としての、本当に国としての方向ということであれば、これらに即して整理するとどうなるのかというようなことも必要なのではないのか。

その上で、もう少し明確な方向性という言葉を使うからには、ちょっと今具体的にということでは申し上げられないんですけれども、もう少し議論を深めた上で、重点的に行うべきものというのを、資料3の中から短期的なこと、中長期的なことという振り分け、あ

るいは施策として取り組むべきこと、それともそれぞれの事業者として取り組むべきこと、そういった整理をした上で、ここが施策を論ずる場だとしたら、じゃ施策としては何をするのかという観点で、この資料3を整理した上で、こういった資料4は作成をすべきではないのかなど。そこが全くばらばらと、私の目には、その資料3と資料4とのつながりというのも、よく見えていないという感じがしております。

施策ということ言えば、この場でも何回か発言させていただいていたこととして、効果の「見える化」というようなことに関して、CO₂換算という、換算をするための考え方というのを、国として提示されてはいかがでしょうかというような発言をさせていただいていたんですけれども、実はこれも推進計画2002を見ますと、最後の第3の、重点的に検討を進める課題の中で、建設リサイクルにおけるライフサイクルを通じた評価指標の調査研究というのがあるんですね。じゃ、これに対してどのような形で今進められて、どうなったのかという、そういったこともわからないままに、この推進計画2002を新たにするという、そういう議論の仕方でいいのだろうかという、非常に根本的な問題提起をさせていただいて申しわけございませんけれども、そういったようなことをあれこれと考えておりまして、現状は混乱しているというのが正直なところでございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。おっしゃるご意見は大変もっともではございますが、建設リサイクル推進計画2002の精査、総括に基づいて、この新たな施策を打ち出すというのは極めて重要なことではありますが、実は建設リサイクル法との絡みがございまして、どこを整理したらいいのかというのはなかなか難しゅうございますけれども、今のご意見に対して、野田さんのほうから何かご説明はございませんでしょうか。

【建設副産物企画官】 はい。確かに現行の前計画を、きちっと総括すべきだというご指摘はもっともだと思います。我々事務局といたしましては、最初のときに、言ってみればリサイクルの数字であるとか、そういったいわゆる指標的なものをお示しして、総括したつもりではあったんですけれども、確かに実際に、こういうことをすべき、ああいうことをすべきという個別の施策がどこまで進んでいるかといった趣旨の総括は、こういったところでお示しをしておりますので、そこは少し今後の委員会の中で、正直言って、若干後先になっているという部分をご指摘のとおりかと思っておりますので、あまり格好のいいことではないんですが、どんなやり方が考えられるか、ちょっと持ち帰らせていただければと思います。

あと確かに議論の順序として、こういった理念みたいなものが先にありきというのが、

言ってみれば美しい姿なのかもしれませんが、そこは正直申し上げて、我々も比較的具体的な議論をさせていただく中で、もう少し中長期的な中身と、それから個別具体的にやっていくことと、少し整理をしたいといったようなこともございまして、後づけ的な部分はございますけれど、今回資料4のような形でまとめさせていただいたということでございます。

資料3につきましては、体裁は随分変わりますけれど、資料5のスケルトンで言いますと、3番あるいは4番といったようなところに整理して、文言として書き込み、書き入れていきたいと考えております。ですから資料3と資料4の関係ということであれば、まず資料4があって、その具体策的なものが資料3だと。順序としては逆にご提示しておりますけれど、イメージとしてはそういうふうにとらえていただければありがたいなと思っております。議論の順序としては、ちょっと後先になっているということにつきましては、我々の至らぬ点かと思えます。

【嘉門委員長】 至らなかったとおっしゃる必要はなくて、検討の方向性の話なので、建設リサイクルの現状の問題から抽出した上で、どう検討していくかということ、まずこの委員会で抽出させていただいて、それでどう具体策を打ち出していくかというのは、これからの話だと。これまでの委員会の中の議論でも、「何とかならないか」というような話にはなっていますけれども、「どうする」という意見は1つもなかったわけで、「具体的にやるべし」というのを何人かの委員もおっしゃっていただいておりますので、この中間取りまとめの中でそれぞれの課題、あるいは横断的な課題を、どう今後やっていくべきだということ、うまく次回等に書き込むことができれば、中間取りまとめが成功するのではないかなと、委員長としてはそう思っている次第でございますので、その方向で今後ご協力いただければと思う次第です。

それと資料4が理念というふうになっておりますが、中間取りまとめのスケルトンの中で、1、2、3、4章という章立てで、この今日の資料4の理念というのが2章に落ちつくのか、ちょっと落ちつく場所が、現状では少し安定的な位置ではないような気もしますけれども、それは全体の案ができあがった段階で、再度理念という考え方の章を1つ入れるか、あるいは中長期的な取り組みというようなタイトルにするか、その辺はまた事務局と相談しながらまとめていければと思う次第でございます。そんなことでいかがでしょう。

【米谷委員】 すみません、この資料3に対してのもう少し評価なり、この中のどれを重点的にやっていくといった議論がない限り、非常に資料3と4とが乖離した状態になっ

てしまうのではないのかなと思っていますので、その作業はぜひやっていただきたいと思っています。

【嘉門委員長】　そうですね、1回ぐらいやる必要があるかもしれませんね。事務局との打ち合わせでは、ここでいう資料5の3章に、今の具体策の、どこまで何を取り組むかというのを次回に区別して、提示して、皆さんのご意見をいただこうというようなスケジュールにはなっておりますが。だから次回で議論はできると私は考えております。

【米谷委員】　美しい姿から言えば、理念があって、具体的な話という形なんですけれども、そういう形ではなく、個別具体的な話から上に上がっていったということだと、やはり具体的話からそれを整理して、理念に戻るといって、本来そういう手順だと思いますので、その整理をされた状態で、またこの理念の中身を見直すということで、理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

【嘉門委員長】　はい。今日、もし時間がありましたら、また資料3のほうに戻らせていただいて、その取り組みの重点性というか、緊急性でございますとか、そういう軽重の議論ができればと思いますが、それは次回できるというふうに私自身は考えております。そうしましたら大塚委員。

【大塚委員】　その中長期的な課題として、2点ほど追加していただくと大変ありがたいと思っているんですけども、1つは今回、多分無理だと思っているんですけど、解体業を許可制にするということ、非常に大変だと思いますけれども、ぜひお考えいただく必要があるのではないかと思います。現在の登録制だとちょっと、はっきり把握されてはいないということになってしまいますので、いろんな問題が発生していると思いますけれども、中長期的にはとても大変だと思いますが、そういうことはどこかで考えないといけないのではないかと思います。

もう1点は、先ほど発生抑制の話が出ていました。後藤さんから経済的手法の話も出てまいりましたが、発生抑制は書いているだけでは絶対に進まないで、どういうふうに仕組んでいくかということをお考えなくはいけなくて、ただこれは発生抑制と書いていけば進むものでは全くないものですから、そこは考えなくちゃいけないと思いますけれど、1つは経済的手法でしょうし、経済的手法は実はとても大変入りにくいものですから、しかし廃棄物税は都道府県が入っているんで、そういう意味では都道府県で入れていただくのは、ある程度可能かもしれませんが、全国ベースではなかなか難しいと思いますけれども。

もう一つは例の拡大生産者責任のような発想でございまして、これも「関係者の意識の

向上と連携強化」のところと関係しますけれども、これ、すべての人が連携強化することが大事なのと、プラスして、だれが特に設計のところでは発生抑制をしてくださるかということだと、やはり資材メーカーということになってしまうものですから、拡大生産者責任のことは、おそらくどこかで触れていただいてもいいのではないかと考えております。これは循環基本法にもある考え方ですので、全体の関係者の連携強化とその責務、プラス生産をしてくださる方のところでの責任の強化、責務の強化というのが重要ではないかということでございます。以上です。いずれも中長期的課題だと思っておりますので。

【嘉門委員長】 はい、ありがとうございました。高戸委員。

【高戸委員】 資料の4とそれから資料の5、スケルトンについてコメントさせていただきます。資料4につきましては、非常に漠然とした文章で、ましてや資料3、スケルトンの3との関連性、米谷委員のとおり、ほとんど感じられませんので、いま一度このスケルトンの位置づけとして、2番の中長期の方向性としては、3の具体策を鑑みた文章に直していただくということが必要だと思います。それと崎田さんからもありましたけれども、資料4の中には地球温暖化というような取り組みが、印象が非常に薄いということで、もう少し強調していただきたいと思っております。

それからスケルトンにつきまして、私も米谷委員と全く同感で、建設リサイクル推進計画2002の取り組みの総括をぜひやっていただくということと、せっかく皆さんでつくっていただいた資料3の位置づけがはっきりしていないということですので、ちょっと提案させていただきたいんですが、スケルトンの3番に資料3の7つの項目、佐藤委員からもありましたけれども、木材とかAs塊、混ガラ、それから建設発生土、発生汚泥、こういうものがすべて資料3の7項目に入っておりますので、これをぜひスケルトン3の1から5ではなくて、1から7番までテーマを統一していただければ、その冒頭にでも資料3を添付して、それをそれぞれの番号ごとに、具体的な取り組みが記述されるということで、資料3も位置づけされると。

なおかつ、この1番から7番までの資料3のテーマにプラス、建設リサイクル2002年の計画で取り上げられております、スケルトンの4番で言いますと、2番の「技術開発等の推進」、それから4番の「理解と参画の推進」、これがリサイクル2002には取り上げられておりますので、それも続けて3に上げるか、4でスケルトンで取り上げてもいいですが、ぜひ2002の、その漏れておりましたこの2項目、「技術開発」と「理解と参画」、これもスケルトンの中に入れれば、リサイクル2002の検証ができるということで、位

置づけが明確になるのではないかと考えます。以上でございます。

【嘉門委員長】 平田委員。

【平田委員】 はい。私のほうからは資料4の3ページ目の1、「関係者の意識の向上と連携強化」のところの段落2つ目の、「こうした不法投棄の根絶や3Rの推進」という言葉でございますけれども、先ほど来からいろんな委員からお話があるように、今までの資料との連携も含めて、ちょっとこの言葉に引っかかっております。中長期が5年、10年、長期が10年ということで、リサイクル法の見直しをしていけば、不法投棄が根絶できるかという、私の私見ではございますが、根絶はできないと思っております。それはほかの法律でやるべきだと。大塚委員がこの点については大変お詳しいわけでございますので、今後またご意見もいただきたいと思うんですが、リサイクル法というのは規制緩和法であると。リサイクルをするのであれば、いろいろな、廃掃法も含めて、広域認定制度もそうですけれども、優遇措置を与えようと。

その中で、フェロシルトの報道があったところですね。新聞に躍ったのが「リサイクル偽装」でございましたので、リサイクル偽装で、リサイクル名目で不法投棄をされないように、どちらかと言うと不法投棄根絶ではなくて、リサイクルを語った不法投棄が行われないような抑制策をあわせ持たないと、これはもう建り法以外でも、自動車リサイクルでも、タイヤのリサイクルでも、家電リサイクルでも、すべて問題として内在している部分でございますから、各リサイクル法の中では見直しが、大取りに当たるほうでございますので、不法投棄の抑制という部分とリサイクル偽装の分を、少し理念の部分で整理して入れていただいたほうが、個人的には、私見としてはしっくりくるなと考えております。以上、意見です。

【嘉門委員長】 はい、ありがとうございます。今までいろいろご意見ちょうだいいたしておりますが、特に今回のこの資料4につきましては、タイトルが理念ということになっている関係もあって、せっかくの具体策があまり陽の形では出ていないというその辺が、委員の方々の欲求不満というかフラストレーションのもとになっているんじゃないかなと思います。それでももちろん3のところでは、具体策をぜひ入れていただく必要がございますけれども、この中長期でも、やはり早急に取り組むべきところは具体的に、ぜひこのスケルトンの中の2章で書き込んでもらいたいと私も思う次第でございます。これについては委員の方もあまり異論はないんじゃないかと思えます。

私があまりしゃべるのはどうかと思えますけれども、今の不法投棄の根絶という意味で

も、解体業というものが建設業法の中に入らないということについて、出野委員はじめ大塚委員、それから杉山委員も含めて、ぜひ不法投棄をなくすという意味では、解体業だけが代表ではないとはいえども、これをきちんと、いろいろ業者を認定するというような、そういうシステムが法の中に組み込まれると、相当状況が改善するということについては、この委員会での多くの方の議論、ご意見を踏まえても、これは明らかだと思われまので、これは国交省だけではうまくいかない話も含んでおりますので、この建設リサイクル法の見直し等も含めて議論をしないといけない話になろうかと思えます。この建設リサイクル法につきましては、またそろそろ見直しの時期ということもございますので、この点のご説明をちょっと今の時期に、ひとつ岡企画官のほうからご説明いただけますでしょうか。

【村上委員】　　ちょっとよろしいでしょうか。

【嘉門委員長】　　はい。説明を受けてからでもよろしい？

【村上委員】　　今の委員長のご発言に関してです。解体業者、解体工事業者、下請業者、いろいろ言い方がございますけれども、解体工事業が建設業の中に入る、入らないということと、不法投棄とは何ら関係がございません。そういう意味では、解体業の名前が変わったところで何の意味もないと私は思います。解体工事業を営む方の、ご自分たちの問題ですね。ご自分たちがどうとらえて、どう動くかという問題であって、呼称とは何の関係もないと思います。

建設リサイクル法で解体工事業の登録ということであったわけですがけれども、5年間の猶予があったわけでございますから、その間に建設業許可を取得するということは何ら、時間的に不十分であったとか、難しいとかということではないと思います。建設業許可を取ることがそんなに難しいことかと言えば、そんなことはないと思います。それは自分の業として立っていく姿をどう持つか、どう考えて業としてやっていくかということでございますので、何年待っても、10年かかっても、20年かかっても、業許可を取らない方はいらっしゃるでしょうし、いち早くお取りになっている方もたくさん存じ上げています。解体工事をやっていらっしゃる中でも、建設工事業とか建築工事業とかというものの許可を、いち早くお取りになっているという方も、私は随分存じ上げています。そういう方もいらっしゃるということは、覚えておいていただきたいと思えます。以上です。

【嘉門委員長】　　はい。今の件については了解しました。それではひとつよろしく願います。

【建設業技術企画官】　　はい。建設業のリサイクル法のほうを担当しております建設業

技術企画官の岡でございますけれども、建設リサイクル法の見直しの件について、ご説明をさせていただきたいと思っております。皆様ご承知のように建設リサイクル法につきましては、今年の5月をもちまして、完全に施行されてから丸5年経過しているところでございます。この建設リサイクル法の制定時に、実は法の附則の第4条というところに、「法の施行後5年を経過した段階でこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」という条文が実は規定されてございます。これを受けまして私ども国土交通省と、それからこの法律の共管省庁であります環境省との間で、この建設リサイクル法の点検をやっていこうということで、現在も調整を図っているところでございます。

環境省さんと意見をさせていただいている中で、その審議のあり方でございますが、実は今日お集まりいただいております社会資本整備審議会と、それから環境省のほうで持たれている審議会との合同の形でご議論していただきたいなということで、今調整を図っているところでございまして、現在その検討の進め方や、あるいは具体的なスケジュールですね、開催の日程について、今環境省のほうと調整をさせていただいているところでございます。したがって日程がはっきりした段階で、皆様方のほうにご案内をさせていただきたいと考えております。今日のところはまだ具体的な日程が申し上げられず、誠に申しわけございませんけれども、そのあたり調整でき次第、早急に皆様方のほうにお願いさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【嘉門委員長】 はい、ありがとうございました。今のご説明にございましたように、建設リサイクル法の見直し・点検については環境省の外部委員会、これはこの中でも何人かの方が入っておられると伺っておりますが、その合同会議で追加議論をいただくということで、対応させていただきたいと考えておりますが、そんなところでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、そういうことではございますけれども、この表の中で、資料5のスケルトンの2についてはもう少し具体化をして、その具体化の中のさらに詳細項目として、3章を加えていただくと。また後藤委員からは環境税等の話も、やはり見える形で入れよというようなご指摘もございましたので、ぜひこの中に入れていただければと思います。

細かいことで恐縮でございますが、これまでの施策経緯の中で、ちょっと2ページの2行目を見ていただければと思いますが、平成17年度の再資源化等率で、民間工事から発生が多い建設発生木材等、一部の品目の再資源化等率が非常に低いということですが、建

設発生木材は再資源化等率は90.7%に達しておりますから、この文言は非常に不適切なので、建設混合廃棄物というような形に変えていただいて、この今日の参考資料1で、そのリサイクル率・再資源化率のところで、建設混合廃棄物が抜けてしまっておりますので、これは忘れずにちゃんと入れていただいて、これは資料にしていただければ幸いです。

大塚委員。

【大塚委員】 出野さんに話していただくと一番いいんだと思うんですけど、例の解体工事業の許可という話ですが、これは500万円以上の工事の請負業者に限って建設業の許可を受けられるので、それより少ない額の解体をする場合には、建設業の許可は要りませんので、建設業の許可をすればいいということで済むことでは多分ないと思うんですけども、詳しいことは出野委員に、本当はお伺いしたほうがよろしいかと思いますが、先ほどの件について、ちょっとまだよくわからない状況で終わってしまっているんで、どうなっているのでしょうか。どうされますか。

【嘉門委員長】 解体業というのを入れるかどうかについては、また事務局とも相談しながら入れて、それで2章、4章の中に具体的に入れるか、そこまでは入れられないかもしれないので、2章ぐらいに入れておいたほうがむしろいいのか。

【大塚委員】 いずれにしても、私は中長期的な課題として申し上げているだけなので、問題があるかないかだけは、一応してお聞きしておいたほうがいいかなというだけの趣旨です。

【嘉門委員長】 そうですね。

【出野委員】 1点だけよろしいでしょうか。

【嘉門委員長】 はい、どうぞ。

【出野委員】 建設事業の許可の問題ですけれども、解体工事業で許可業種がないと。で、建設業の許可で今やっておると。その建設業の許可の種類として建築工事業、土木工事業、あるいはとび・土木工事業でやりなさいと。こういう建設業の許可を取ればいいじゃないかという議論だったんですけども、こういう建設業の許可じゃだめだという議論をしているわけですね。

【嘉門委員長】 そうですね。前回の議論はそうでしたね。

【出野委員】 そこらあたりを誤解なさないように、よろしくお願いします。

【嘉門委員長】 だから建設業法で対応できる場合と、そうでない場合とある。解体業

の話は、村上委員のご意見は、不法投棄がそれだけではないよというご意見だったので、そこと短絡するなというご意見ですから、そこは誤解がないように事務局で取りまとめていただければと思う次第です。どうぞ。

【村上委員】 はい。委員長のおっしゃるとおりで、私は別に解体工事業がどうだとかこうだとか言っているわけじゃなくて、不法投棄と名前と許可と、何の関係もないということをお願いただけです。それともう一つ、委員長にいつも逆らって申しわけないんですが、混合廃棄物のリサイクルというのはございませんで、混合廃棄物は発生量を少なくするという意味ですね。混合廃棄物を出さないために現場分別をしているわけでございますので、リサイクル率の低い品目と言えはガラス・陶磁器くずですとか、廃プラスチックですとか、そういった明確な品目がございます。混合廃棄物というのはすべてのものがまざったものが混合廃棄物でございますから、混合廃棄物の量をたくさん出さない。削減すると。建設混合廃棄物はリサイクルをするという言葉に当たらないと私は思います。

【三本委員】 現場の立場といたしまして、今のご意見、ちょっと異議がございまして、まさに現場分別を進めることによつての混合廃棄物の発生抑制を図ることは、第1優先で考えていくべきことでもありますけれども、そうはいつでも、自然的にどうしても出てまいる混合廃棄物があるわけですので、再資源化施設における取り組みというのは非常に大事になってまいります。そういう意味でのリサイクルということについては、理解いただきたいと思っております。

【嘉門委員長】 そういうデータはちゃんとあるはずなんです。ですからそこにそれを入れたらどうかと。

【村上委員】 データはございます。今言葉の解釈だけの問題で、混合廃棄物の分別を現場でする、中間処分業者さんがなさる、これは当然のことです。中間処分業者さんが混合廃棄物を分別なされば、それは一つ一つの木くずであれ、がれき類であれ、種目に分かれるわけですから、混合廃棄物をリサイクルするという言葉は当たらないということをお願いただけで、混合廃棄物は当然、分離・分別、いろいろすれば、品目ごとのリサイクルになるわけですね。混合廃棄物という種目も品目も、廃棄物処理法の中にはございませんので。建設業者は我々です。我々が言っている言葉なんです、混合廃棄物というのは。そういう意味ではちょっと言葉の解釈というか、使い方で誤ると、混合廃棄物はリサイクルできるのかというようなことになると話がややこしくなりますので、分ければ各品目になる。それをリサイクルするというふうに私どもは理解しております。以上です。

【嘉門委員長】 建設業の中で、建設廃棄物をそういうのに分けていますので、このデータの中のコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥の中には建設混合廃棄物が入っておりません。ですから建設混合廃棄物もその中へ入れて、そのリサイクル状況比較の中に入れなさいと私は申し上げております。

【三本委員】 もう1回、じゃ。誤解がありますけれど、たしかに法的には建設混合廃棄物という品目に定義はございませんけれども、ただ、今はその用語をきちんと位置づけて使っております。これは間違いなく混合廃棄物として位置づけて考えていかなければならないという観点から、位置づけています。よろしく願いいたします。

【嘉門委員長】 そういう意味ですか。

【建設副産物企画官】 ちなみに我々が持っているデータ上の建設混合廃棄物というのは、結局各現場に調査票を配布してご記入いただいているわけで、本物のという言い方も変ですけど、本物の建設混合廃棄物はもちろん入っていると思いますけれど、分別してもリサイクルされないようなものが、要するに面倒くさいから単に分けていないだけというようなものも、我々が持っているデータ上は、結局混合廃棄物扱いされてしまうわけです。ですので、なかなか一概にリサイクル率が低い、低いとはもちろん思いますけれど、言ってみればどっちが先なのか、リサイクルされないから低いのか、されないものが入っているから低いというのと、何か裏腹な感じが正直なところございます。

なかなか調査の限界でして、現に分けていないものを無理やり分けて、例えば陶器がこのくらい、ガラスがこのくらいというところまでは、やっぱり調査上の限界として、現場にそこまで求めていないものですから、本当はガラスなんだけれど、我々の統計上は混合という扱いで、調査票が返ってくるというものが多数あるということになります。

【嘉門委員長】 それは最終処分に行くということですね。

【建設副産物企画官】 おそらく。

【嘉門委員長】 ほとんど。

【建設副産物企画官】 ええ。

【村上委員】 混合廃棄物イコール最終処分に行くって、そういう短絡的なことではないと私は思っています。当然混合廃棄物は中間処理業者さんに行きまして、そこでリサイクル率を高めるための分別ですとか、そういった行為を行っております。そういう意味では混合するしないにかかわらず、リサイクル率を上げるように努力をなさっているわけですね。だから混合廃棄物イコール最終処分ではありません。

中間処分の役割というのは混合するしないにかかわらず、分別をして、品目ごとに分けて、リサイクル率を高めるための業でございますから、私は違いますが。そういう業のところ、元請業者は発注をしているわけございまして、混合廃棄物をそのまま埋め立てるような処理経路の選択はしておりません。

【嘉門委員長】　ちゃんと中間処理をすれば、そこで分別されるわけで、再資源化もされると。原料化もされると。

【村上委員】　そうです。

【米谷委員】　あまり議論をまぜ返すつもりはないんですが、混合廃棄物、私も正直申しまして、先ほどの委員長のご発言で、「混合廃棄物のリサイクル率が低い」という表現の仕方はちょっとどうかなというのは、実は思いました。その趣旨は村上委員とは全然違うんですけども、やはり現場で分別をすればするほど、混合廃棄物になるものというのは、もうリサイクルできないものの塊にどんどんなっていくんですね。ですから混合廃棄物のリサイクル率が低いというのは、逆に率として見た場合には、低いというのは悪いことのように見えるんですけども、実際ものすごく現場で分別した結果、混廃のリサイクル率がむしろ下がってきているということもあり得るんですね。ですからそういった意味では、混合廃棄物のリサイクル率が低いということを問題として取り上げるのは、ちょっとどうかなという感じがいたしました。

逆に国交省さんにお伺いしたいんですけども、常々思っていたんですけども、国交省さんのデータですと、今10ページなどに出していただいているこういった品目に、混合廃棄物という形が入っているという形のデータになっていますけれども、実際現場では、もっと廃プラスチック類であったり、ガラスとして分けたりとか、いろいろな分け方、石膏ボードとして分けたりということをやっているわけなんですけれども、そういったものというのは、こういったデータの中では混合廃棄物のところに入れていらっしゃるんですか。

【建設副産物企画官】　そうではないです。

【米谷委員】　入れていない。

【建設副産物企画官】　はい。

【米谷委員】　ではそれらは全く除かれていて、全体のところにだけ入っていているという。そうであるとすると、今言ったようなお話になるのかなという気はします。

【建設副産物企画官】　仮に例えば同じ廃プラスチックでも、現場で分けていれば、それは廃プラスチックですけど、現場で分けるという行為をせずに、一緒くたになってい

れば混合廃棄物という形で調査票には記入いただいているということです。

【米谷委員】 ある意味、全く違う発想として、この再資源化等率という言葉をいつまで使い続けているのかなという、むしろそちらの問題があるのではないかなという気がしております。汚泥に関しましては、もう脱水で水を抜く話ですので、これは当然やるべき話なんですけれど、木材に関してというのは、これは焼却ということになってしまいますので。そこがそろそろ、少なくとも木材に関しては「等」はない部分に着目して、おそらくそういう気持ちで書かれた文章なんだろうなと解釈したんですけれども、そのあたりに検討の余地があるのかなという気はいたしております。

【嘉門委員長】 最近、発生木材についても縮減の部分がかなり減ってきているというのは事実ですね。それで私が申し上げた趣旨は、ちょっと誤解を与えたようかもしれませんが、建設混合廃棄物という廃棄物の分類が出てきておりますので、国側もそういう分類をつくっておりますので、その建設混合廃棄物がどこへ行くのかと。最終処分へ行くのか、何%は。そして縮減のほうに何%、それから分別されてリサイクルに何%。それぐらいは、やはりリサイクル状況比較の中で、やはり混合廃棄物の分も、品目を入れておるんだから、そこを入れていただければという趣旨なんです。だからそれは入るんじゃないかと思うんです。

【米谷委員】 事実として出すのは構わないんですけど、それがもしかするとどんどん下がっていくかもしれない。

【嘉門委員長】 そう。それが目的なので。

【米谷委員】 そこが難しいところ……。

【嘉門委員長】 それがどんだん量が減っていけばいいので。今でも混合廃棄物の量は、800万トンぐらいはデータとしては出てきていますね。そうじゃなかったかな、もうちょっと減っているのかな。発生量ですよ。比率がものすごく高いんですね。違いましたかね。平成17年度のデータですけど。

【建設副産物企画官】 平成17年度で約300万トン。

【嘉門委員長】 300万トンかな。全体の率で何%ですか、発生量の率。

【建設副産物企画官】 5パーセント内外だと思います。ちょっと今計算というか、目分量ですのであれですが、大体。

【高戸委員】 平成17年では4%。

【嘉門委員長】 4%ですか。

【建設副産物企画官】 4%でした。

【嘉門委員長】 その分がどんどん減ってくれば、それはそれでいいことでは……。

【村上委員】 建設混合廃棄物の問題なのですが、今も量が出ていますけれども、重量比、かさ比、いろいろ考え方はあるでしょうけれど、全体で5%前後という意味であれば、そっちに着目する前に、廃プラスチック類ですとか、ガラス・陶磁器くずですとか、石膏ボードですとか、もうちょっと重要課題はあると。建設混合廃棄物は、米谷さんがおっしゃるように現場での分別を進めることによって、発生量を、絶対量を削減するというのが基本的でございます。建設混合廃棄物のその後は中間処分業者さんによるリサイクル率の向上ということで解決するというのが本筋だと思います。それ以外にリサイクルを進めなければいけない品目はある。種目、種類もある。混合廃棄物は違うと。廃プラであり、何度も言いますが、ガラス・陶磁器くずであり、石膏ボードであり、明確なものはもっとたくさんあるかと。分けられるものも、もっとたくさんあるんじゃないかなと考えます。以上です。

【嘉門委員長】 はい、どうぞ。平田委員。

【平田委員】 メーカーがリサイクルの取り組み、現場分別の取り組みを進めるときに、最近私が提案しているのは、いわゆる廃掃法という総体物、混在物、混合物の考え方でございますけれども、どうせ混合廃棄物という言葉が廃掃法の中にございませぬので、現場から混在して廃棄される廃棄物と。ゼネコンさんの現場から混在されて廃棄される廃棄物は、極端に減っているわけですね。現場で品目別に分別できない混合廃棄物が、量は減っているけれどもリサイクル率は下がっていると。現場から出た混在廃棄物について、中間処理工場に入って、品目別に分別して、分別できないふるい下残渣なり、すきとり残渣なりが混合廃棄物として、最終処分ルートに回るという整理を、メーカーのリサイクル率を高めるときには、考え方として入れておりますので。もしご参考になれば、混在廃棄物と混合廃棄物。混合廃棄物はまぜこぜで、経済的に分別する価値が無いものですね。これを狭義の意味での混合廃棄物。混在廃棄物というのは品目別に、経済性のある程度確保して、分別できるものというふうに分けた考え方を、メーカーサイドはしてございまして、ご参考になればと思います。以上です。

【嘉門委員長】 今の4%の中は混在廃棄物ですか。

【建設副産物企画官】 少なくとも統計上は両方入っています。

【平田委員】 混在廃棄物の中にも混合廃棄物が入っているわけですからね。最後に分

別できないものですから。全部です。

【嘉門委員長】 はい。どうぞ。

【高戸委員】 今のご意見と同じなんですけど、混合廃棄物というのはすべて現場の分別が不徹底なために、一切中間処理業者に預ける、その量が混合廃棄物ということで、データで4%と出ておまして、これの評価というのは、とりもなおさずリサイクル率ですか、最終処分に回っているのは中間処理業者の能力次第であって、それをリサイクル率で評価するのは、やはり中間処理業者のことであって、ここで論議する問題ではないと思いますので、混合廃棄物については、すべて排出量及び最終処分量で議論する必要があります。

それとリサイクルのデータの2ページの中で、各品目別にリサイクルのパーセンテージが書いてありますけれども、いかにもこの100の中で、リサイクル率が悪いのが非常に目立つんですけども、全体の数量、排出量の長さを均等にやりますと、このバランスが全然違ったものになって、ほんの微量しか出ないものについて、リサイクル率が悪くても、排出量、最終処分量には全くほとんど影響がないということです。そういった意味では、このリサイクル率の比較の中には混合廃棄物を入れるべきではないという感じはしません。

【嘉門委員長】 じゃ崎田委員。

【崎田委員】 すみません。別件で手を挙げたんですが、今いろいろなお立場の皆さんが、熱意を込めて議論をしていらっしゃるのを伺って、すごくうれしかったのは、やはりこういう熱意を込めた動きがどんどん広がるようにしていったらいい、その中で熱意を込めないでこっそりやっているような動きが根絶するようにということで、みんな話し合っている、すごいなと思って伺っておりました。ありがとうございます。

それで私が今手を挙げたのは、先ほど、今後環境省のほうの法律の見直しなどとの連携も今検討中だというお話があって、すごくうれしいなと思ったことがあります。どうしてかということ、後々そういういろんな動きを見るときにトレーサビリティのためのmanifestoの電子化とか、ああいうのも、今までのいろいろなご意見の中にもあったと思うんですが、manifestoの電子化をもっと早く進めてほしいこととか、あと、そういう事業者さんが行政に報告したようなものと、この建設リサイクル法上の届出がきちっとうまくいっているか、最後にちゃんとうまく見届けられるような仕組みができないかとか、やはりいろいろな省庁とか法律が関係した中でうまくいくようなことの提案というのも、今後していきたいなと思っておりましたので、というか、もう既にいろいろな話が出ていますので、そ

ういう、ともに話し合うという方向で今いっしょというのは大変うれしいと思っております。これからもぜひいろいろと、そういう意味でちゃんと発言していきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

【嘉門委員長】 どうもありがとうございました。まだまだ意見があると思えますけれども、もう予定の時間を5分過ぎておりますので、最後の議事4「その他」について、事務局からお願いいたします。

【建設副産物企画官】 はい。「その他」でございますけれど、次回、第6回のこの合同小委員会でございますが、事前に日程調整のご連絡、ご報告いただいております、結果的に11月6日、火曜日に開催したいと考えております。時間、場所も含めて調整中でございます。先ほど岡のほうから申し上げましたように、別途、環境省の外部委員会との合同というほうの日程調整も並行してやっている関係上、時間も含めて調整中でございますので、また後日連絡させていただきたいと思っております。

【嘉門委員長】 それでは今日の議事はこれですべて終了いたしましたので、進行は司会のほうに返させていただきます。ご協力ありがとうございました。

【事務局】 それでは本日の小委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

了